

# 第2次龍ヶ崎市 男女共同参画基本計画

< 龍ヶ崎市女性活躍推進計画 >  
< 龍ヶ崎市DV防止基本計画 >

## 後期実施計画

【令和6年度～令和10年度】



令和6年3月  
龍ヶ崎市

## 後期実施計画の策定にあたって

平成31年3月に「第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画」を策定してから、早いもので5年の月日が経過いたしました。

この期間、本市の男女共同参画推進を図るべく計画に基づき様々な施策に取り組んできたところですが、私たちを取り巻く状況は刻一刻と変化し、それに伴って発生する様々な課題にも迅速かつ柔軟に対処していくことが求められております。

現在、本市が直面している大きな課題の一つとして、少子化への対応が挙げられます。平成22年をピークに市の人口が緩やかな減少を続ける中であって、出生率の低下などによる少子高齢化の傾向は近年ますます顕著となっており、未来への希望と活気に溢れるまちづくりを進めていくうえでも、加速する少子化に歯止めをかけることが何より不可欠であると考えます。

少子化対策においては、安心して子育てができる社会環境の整備がポイントとなりますが、国や自治体による支援を行うだけでなく、家庭・地域・職場など社会全体で「未来のために、子育てしやすい環境を作ろう」という意識が育まれ、必要な時に育児休業が取得しやすくなるなど、みんなで当たり前をサポートし合える体制を築いていくことが重要です。

また、家事や育児をこれまで以上に積極的に担う男性の割合が増えることで、就労や地域活動の場などで女性がより活躍できるようになれば、経済や社会の活性化にも繋がるものと期待されます。

さらに近年においては、急増している外国籍の住民をはじめ、様々な立場や考え方の人々が共存する社会へと変化しつつあり、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる世の中を目指して、一人ひとりが相手のことを理解し、尊重する意識を高めていくことが大切です。

これらの課題を解決していくうえでも、真の意味での“男女共同参画社会”の実現は、今後ますます重要性が高まっていくものと感じております。

この「後期実施計画」は、本市における男女共同参画のさらなる推進を目指し、「第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画」推進期間前半における成果や課題、最新の社会情勢などを基に、今後5年間に注力すべき事項および施策等についての基本方針を示したものです。

計画のスローガンである『すべての人が ともに輝きながら 生きるために』を合言葉に、市民の皆さん、事業者、関係機関・団体各位と連携しながら、着実に取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。



令和6年3月

龍ヶ崎市長 萩原 勇

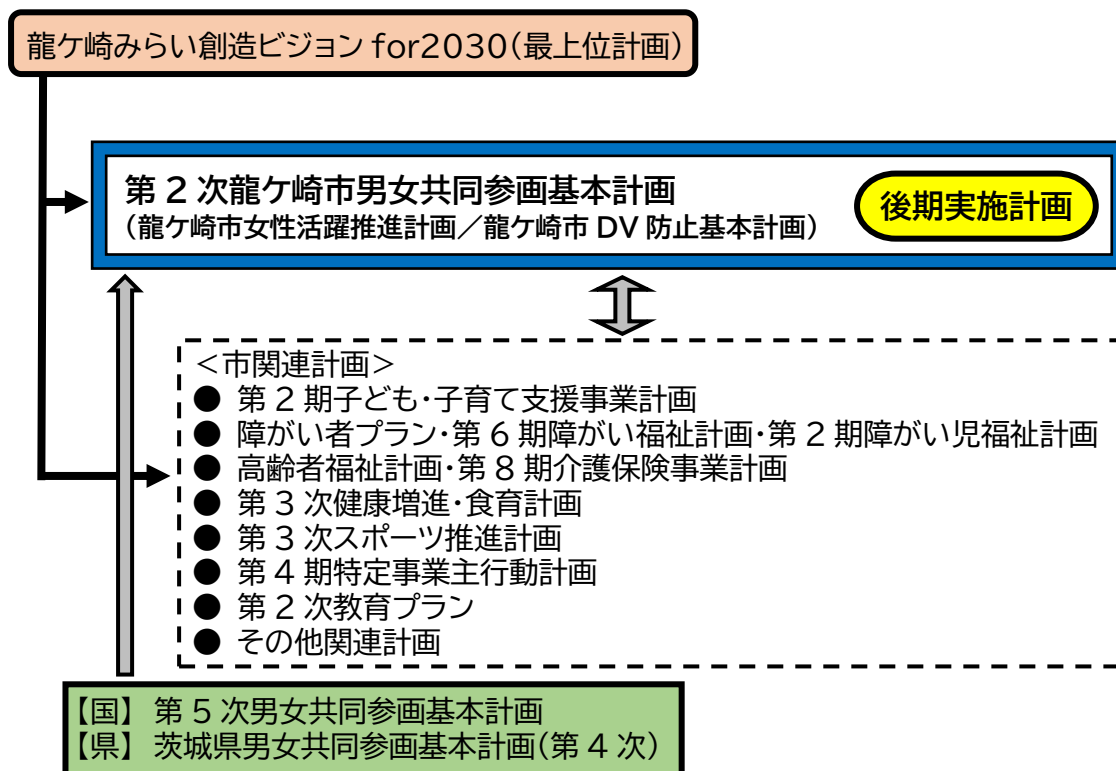
## 目 次


|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第 1 章 後期実施計画の位置づけ・推進期間 .....     | 1  |
| 第 1 節 後期実施計画の位置づけ .....          | 1  |
| 第 2 節 後期実施計画の推進期間 .....          | 1  |
| 第 2 章 近年における国内外の動き .....         | 2  |
| 第 1 節 国際的な動き .....               | 2  |
| 第 2 節 国内における動き .....             | 2  |
| 第 3 章 計画期間前半の総括 .....            | 3  |
| 第 1 節 数値目標の達成状況および主な施策の実績 .....  | 3  |
| 第 2 節 推進期間後半の重点的取り組み事項 .....     | 9  |
| 第 4 章 後期実施計画 .....               | 10 |
| 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり ..... | 10 |
| 基本目標Ⅱ 多様な分野における男女共同参画の推進 .....   | 13 |
| 基本目標Ⅲ 多様な働き方の実現に向けた環境づくり .....   | 17 |
| 基本目標Ⅳ 安全・安心して暮らせる社会づくり .....     | 21 |
| 基本目標Ⅴ 一人ひとりの人権の尊重 .....          | 27 |
| 指標一覧 .....                       | 29 |
| ◆資料◆ .....                       | 31 |
| 用語解説 .....                       | 31 |

# 第 1 章 後期実施計画の位置づけ・推進期間

## 第 1 節 後期実施計画の位置づけ

- (1) この後期実施計画(以下、「本実施計画」という。)は、平成 31 年 3 月に策定された「第 2 次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画(龍ヶ崎市女性活躍推進計画／龍ヶ崎市 DV 防止基本計画)」を補完し、同計画の推進期間後半に注力すべき事項、および具体的な施策等について示すものです。
- (2) 本実施計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」および茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画(第 4 次)」を踏まえるとともに、市の最上位計画である「龍ヶ崎みらい創造ビジョン for2030」をはじめとする最新の関連計画との整合性や調整を図ったうえで策定しており、これらの計画と連携しながら取り組みを推進してまいります。



- (3)  本実施計画は、SDGs (国連で採択された持続可能な開発目標) が掲げる 17 の目標のうち、とりわけ「目標 5 :ジェンダー平等を実現しよう」に合致するものであり、様々な施策の推進を通して国際的な目標の達成に貢献していきます。

## 第 2 節 後期実施計画の推進期間

本実施計画の推進期間は、令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とします。  
また、最終年度にあたる令和 10 年度中に第 2 次計画全体の総括を行うとともに、次期計画 (=第 3 次計画)を策定します。

## 第2章 近年における国内外の動き

### 第1節 国際的な動き

#### ■ 令和5年6月 「ジェンダー・ギャップ指数(2023年版)」発表

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が、経済・教育・健康・政治の分野ごとにジェンダー・ギャップ指数(男性に対する女性の割合)を算出・公表しています。2023年版の総合評価では、日本は146か国中で「125位(0.647)」という結果であり、特に「政治(138位)」と「経済(123位)」の分野で値が低くなっています。

#### ■ 令和5年6月 「G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」開催

栃木県日光市において、「コロナ禍での教訓を生かす」「女性の経済的自立」をテーマに閣僚級の会合が開催され、共同声明として構造的な課題や今後の取組方針を示した「日光声明」が取りまとめられました。

### 第2節 国内における動き

#### ■ 令和元年6月 「女性活躍推進法」改正

一般事業主行動計画の策定義務の対象が、常時雇用労働者「301人以上」から「101人以上」に拡大されたほか(令和4年4月1日施行)、女性活躍に関する情報公表の強化が図られました(令和2年6月1日施行)。

#### ■ 令和元年6月 ハラスメント対策に係る法改正(「労働施策総合推進法」ほか)

ハラスメント対策の強化を図るため、「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」がそれぞれ改正となり、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等の防止に関する事業主への義務などが明記されました(令和2年6月1日施行)。

#### ■ 令和2年12月 「第5次男女共同参画基本計画」策定

「男女共同参画社会基本法」に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、令和12年度末までの「基本認識」並びに、令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」「具体的な取組」を示した、新たな基本計画が策定されました(令和2年12月25日閣議決定)。

#### ■ 令和3年6月 「育児・介護休業法」改正

男性の育児休業取得促進や、事業主に対する「育児休業の取得状況公表の義務付け」など、労働者がより育児休業を取得しやすくするための法整備が行われました(令和4年4月1日から段階的に施行)。

#### ■ 令和3年6月 「政治分野における男女共同参画推進法」改正

政党その他の政治団体の取組項目の例示として「候補者の選定方法の改善」「セクハラ・マタハラ等への対策」などが明記されたほか、「国・地方公共団体の施策の強化」「国・地方公共団体の責務等の強化」など、男女を問わず立候補や議員活動等をしやすくするための法整備が行われました(令和3年6月16日公布・施行)。

#### ■ 令和4年7月 「女性活躍推進法」省令・告示改正

常時雇用労働者が「301人以上」の事業主に義務化されている情報公表のうち、「男女の賃金の差異」に関する項目が新たに追加されました(令和4年7月8日施行)。

#### ■ 令和5年6月 「LGBT理解増進法」公布・施行

国民の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養(=かんよう:「徐々に養い育てること」の意)し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(通称:『LGBT理解増進法』)」が公布・同日施行されました(令和5年6月23日)。

## 第3章 計画期間前半の総括

### 第1節 数値目標の達成状況および主な施策の実績

「第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画」の計画期間前半(平成31年度～令和4年度)における数値目標(指標)の達成状況、および各基本目標に関する主な施策の取り組み実績は、以下のとおりです。

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

##### <数値目標の達成状況>

| 指標項目   | 基準値<br>(平成29年度) | 実績値<br>(令和4年度) | 目標値<br>(令和5年度) |
|--|-----------------|----------------|----------------|
| 市役所の男性職員の育児休業取得率※<br>※子が生まれてから3年以内に取得した職員の割合 | 100%            | 100%           | 100%           |

- 市役所の男性職員における育児休業取得率は、毎年100%を継続しています(※)。  
(※) 令和4年度に新たに子が生まれた職員のうち、誕生の時期が年度末だった者については、同年度内には育児休業を取得していないものの令和5年度に入ってから取得しているため、実質、対象者全員が取得している状況です。

##### <主な施策の取り組み実績>

- 男女共同参画に関する情報提供のため、毎年、市広報紙「りゅうほー」に記事を掲載し、「審議会等における女性委員の登用状況」「啓発事業の実施状況」「男性職員の育児休業取得状況」などをお知らせしました。
- 子育てをテーマにした川柳作品(令和4年度の名称は「みんなで子育て川柳」)を募集し、市の「男女共同参画推進月間」である11月に優秀作品の表彰式を行うとともに市広報紙「りゅうほー」で紹介することで、男女共同参画を身近なものとして考えていただくためのきっかけづくりを行いました。併せて、11月には市庁舎の外壁に懸垂幕を掲示して「男女共同参画推進月間」のPRを行いました。
- 小・中学校の教育現場においては、県や市の教育指導方針、および人権教育に関する計画に基づき、「社会科」「家庭科」「保健体育科」「道徳」「特別活動」などの学習活動を通して人権や異性の尊重について学ぶことで、お互いを認め合い、誰とでも分け隔てなく接して助け合う心を育みました。
- 市広報紙等(「りゅうほー」、政策情報誌「未来へ」)の発行にあたっては、文章および使用する写真・イラスト等において、読み手に性別による固定的な役割分担のイメージを与えないように配慮したうえで記事を作成し、情報発信を行いました。



<数値目標の達成状況>

| 指標項目                      | 基準値<br>(平成 29 年度) | 実績値<br>(令和 4 年度) | 目標値<br>(令和 2 年度※) |
|---------------------------|-------------------|------------------|-------------------|
| 市の附属機関等委員に占める女性の割合        | 25.7%             | 28.0%            | 30%以上             |
| 市役所の係長相当職(副主査)以上に占める女性の割合 | 28.6%             | 29.9%            | 35.0%             |

※国や県の指標における目標値達成年度に合わせ、計画策定時に「令和 2 年度」に設定しています。

- 令和 4 年度における「市の附属機関等委員に占める女性の割合」は、28.0%でした。年度により上下の幅はありますが、軒並み「基準値は上回っているものの、目標値には達していない」という状況です。
- 令和 4 年度における「市役所の係長相当職(副主査)以上に占める女性の割合」は、29.9%でした。直近の 3 年間は、いずれも 30%弱の割合で推移しており、「基準値は上回っているものの、目標値には達していない」という状況です。

<主な施策の取り組み実績>

- 創業を検討している、または創業 1 年以内の女性を対象とした「起業セミナー」の開催や、県が開催する「男女共同参画チャレンジ支援セミナー」の情報提供などにより、女性の創業・就業を支援しました。
- 審議会などの委員の選任にあたっては、「龍ヶ崎市附属機関等の取扱いに関する要綱」第 4 条第 3 項の規定に基づき、各所管部署において「女性の登用率 30%以上」を念頭に置いた人選に努めました。
- 「人材育成基本計画」に基づき、毎年度「階層別研修」「専門研修」「特別研修」などの職員研修を実施して職員のスキルアップを図り、男女の分け隔てなく次世代を担う人材の育成に努めました。



<数値目標の達成状況>

| 指標項目  | 基準値<br>(平成 29 年度) | 実績値<br>(令和 4 年度) | 目標値<br>(令和 5 年度) |
|---|-------------------|------------------|------------------|
| 勤務先が仕事と子育てが両立しやすい職場環境であると感じている保護者の割合<br>〔出典:子育て支援に関するアンケート調査結果〕 | 67.4%             | 68.0%            | 75.0%            |

- 令和 4 年度における「勤務先が仕事と子育てが両立しやすい職場環境であると感じている保護者の割合」は 68.0%でした。令和 2 年度の割合は 71.7%、同じく令和 3 年度は 78.0%と、年度によって数値に幅がありますが、軒並み基準値は上回っているという状況です。

<主な施策の取り組み実績>

- 市公式ホームページ内において、事業者向けのコンテンツとして「働き方改革関連法」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」等に関する情報を掲載し、事業所等における適切な労働環境整備のための周知を図りました。
- 「子育て支援センター」「ファミリーサポートセンター」「リフレッシュ保育」「子育て支援コンシェルジュ」等の事業により、子どもの一時預かりや育児に関する相談対応・情報発信・交流の場の提供など、育児負担の軽減を図るための子育て支援を行いました。
- 授業終了後や夏休みに小学校の空き教室等で児童を預かり、安全に楽しく過ごせる居場所を提供する「学童保育ルーム」を運営し、「待機児童 0」の状況を継続させることにより、共働き家庭などの保護者が安心して就労できるよう、支援を行いました。
- 市役所内部において、毎週水曜日を「ノー残業デー」、毎月 19 日を「育児の日」に設定して定時退庁や休暇の取得を呼び掛けるなど、職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図りました。
- 育児休業の取得経験のある市職員を「メンター(=『助言者』『信頼のおける相談相手』の意)」として登録し、出産(または配偶者の出産)を迎える職員が抱えている不安・悩み等に助言する制度を運用しながら、育児休業の取得促進を呼び掛けました。





<数値目標の達成状況>

| 指標項目   | 基準値<br>(平成 29 年度)             | 実績値<br>(令和 4 年度)                | 目標値<br>(令和 5 年度※1)              |                                  |
|--|-------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------------|
| 特定健診・がん検診受診率<br>〔出典：国民健康保険連合会統計／市町村の住民<br>検診におけるがん検診の受診率(茨城県)〕 | 【特定健診】<br>28.6%               | 【特定健診】<br>31.2%※2               | 【特定健診】<br>48.5%                 |                                  |
|  | 【乳がん検診】<br>・40～64 歳<br>42.0%  | 【乳がん検診】<br>・40～64 歳<br>43.4%    | 【乳がん検診】<br>・40～64 歳<br>35.1%    |                                  |
|  | ・65～74 歳<br>10.3%             | ・65～74 歳<br>8.8%                | ・65～74 歳<br>13.7%               |                                  |
|  | 【子宮がん検診】<br>・20～29 歳<br>13.0% | 【子宮がん検診】<br>・20～29 歳<br>11.7%   | 【子宮がん検診】<br>・20～29 歳<br>19.5%   |                                  |
|  | ・30～39 歳<br>37.9%             | ・30～39 歳<br>27.7%               | ・30～39 歳<br>35.3%               |                                  |
|  | ・40～64 歳<br>36.0%             | ・40～64 歳<br>37.8%               | ・40～64 歳<br>29.8%               |                                  |
|  | ・65～74 歳<br>14.2%             | ・65～74 歳<br>13.7%               | ・65～74 歳<br>17.1%               |                                  |
|  | 市の女性防災士の人数                    | 22 人<br>(全体数 238 人<br>のうち 9.2%) | 22 人<br>(全体数 233 人<br>のうち 9.4%) | 27 人<br>(全体数 270 人の<br>うち 10.0%) |

※1 【乳がん検診】および【子宮がん検診】については、「第 2 次健康増進・食育計画」と連動して、目標達成年度を「令和 3 年度」に設定しています。

※2 KDB(国保データベースシステム)速報値による(R5.7.1 現在)。

- 令和 4 年度における「特定健診受診率」は 31.2%であり、「基準値を上回っているものの、目標値には達していない」という状況です。
- 令和 4 年度における「乳がん検診受診率」および「子宮がん検診受診率」は、年齢層によってばらつきがあり、「目標値を上回っている層がある一方で、基準値よりも低下している層もある」という状況です(令和 2 年度以降については、新型コロナウイルス感染症の大規模な流行が受診率に大きく影響しているものと考えられます)。
- 令和 4 年度における「市の女性防災士の人数」は 22 人(防災士全体の 9.4%)であり、目標値には達していません。人数自体は基準値から増減がありませんが、全体数が減少したため、「女性の割合」としては僅かに上昇している状況です。

<主な施策の取り組み実績>

- 定期的に自身の健康状態を確認していただくため、市で健康診査(生活習慣病／特定／後期高齢者 の各健康診査)や、各種がん検診等を実施しました。年間予定表を全戸配布して案内を行ったほか、保健センター以外の会場(ニューライフアリーナ龍ヶ崎、総合福祉センター、サプラ)での実施や、土曜日・日曜日の実施など、できるだけ多くの方に受診していただけるよう努めました。

- 新たに母親／父親になる方を対象に、「プレ・ママ教室(妊娠中の保健・食生活について／お産の進み方について 等)」や、「プレ・パパ教室(妊婦の疑似体験／赤ちゃんのお風呂入れ 等)」を開催しました。妊娠中の過ごし方や育児についての理解を深めていただくとともに、妊娠中や子育てにおける夫婦の協力の重要性を再確認するきっかけにもなりました。
- 防災士の育成を図るため、防災科学技術研究所(つくば市)で研修会を開催し、女性防災士にも多くの参加をいただきました。防災士同士のコミュニケーションの機会にもなり、防災意識の高揚にも繋がったものと考えます。
- 高齢者の介護予防の取り組みとして、「健幸ウォーキング講座」や「いきいきヘルス体操教室」など、各種講座等を開催しました。心身機能の維持向上だけでなく、仲間づくり・地域交流の場ともなりました。
- ひとり親家庭等への生活支援として、「児童扶養手当」の支給や「子育て世帯生活支援特別給付金」の給付を行いました。さらには、保険診療に係る医療費の助成(ひとり親家庭マル福)や、高校等への入学に要する費用の貸付、新入学児童へのお祝い品配布など、様々な支援事業を実施しました。



<数値目標の達成状況>

| 指標項目        | 基準値<br>(平成 29 年度) | 実績値<br>(令和 4 年度) | 目標値<br>(令和 5 年度) |
|-------------|-------------------|------------------|------------------|
| 市におけるDV相談件数 | 28 件              | 27件              | —                |

- 令和 4 年度における「市におけるDV相談件数」は 27 件で、基準値よりは減少していますが、前年度(令和 3 年度)との比較では 3 件増となっています。要因としては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外出する機会が減ったことや精神的ストレスが増大したことなどが考えられます。

<主な施策の取り組み実績>

- 市広報紙「りゅうほー」に DV に関する記事を掲載し、DVの抑制を図るとともに、被害を受けている方への相談窓口の案内などを行いました。また、市公式ホームページ内においても、「男女間のあらゆる暴力の根絶」と題した記事を掲載し、DVやデートDV等に関する周知とともに、相談窓口や配偶者からの暴力被害者支援情報の案内などを行いました。
- DVケースが発生した際は、こども家庭課・保護課・健康増進課などの関係部署同士で、さらには必要に応じて警察や学校等の関係機関とも連携し、母子が心身ともに安定した生活を送ることができるように支援しました。
- 市公式ホームページ内において「性の多様性と相談窓口について」と題した記事を掲載し、LGBT 等に関する情報提供を行いました。さらに、茨城県の取り組みである「いばらきパートナーシップ宣言制度」に関する案内なども併せて実施し、多様な性への理解促進を図りました。

## 第2節 推進期間後半の重点的取り組み事項

計画期間前半(平成31年度～令和4年度)における指標の達成度合いや、各施策の推進状況、さらには近年における社会情勢等を踏まえ、推進期間後半(令和6年度～令和10年度)に重点的に取り組む事項は、以下のとおりとします。

### (1) 少子化対策の観点に基づく男女共同参画意識および社会環境の変革

令和3年次における本市の「出生数」は309人であり、計画策定時から減少の一途を辿っています。同じく、1人の女性が一生に産む子どもの平均数である「合計特殊出生率」についても、令和3年次には0.94となり、1.0を切る状況となっています。

これらの背景には、非婚化・晩婚化の進行といった要因もあるものと考えられますが、子を授かることを希望していても、様々な不安(出産・養育にかかる費用など経済的なもの／配偶者や親等からの家事・育児支援が受けられるか／産休・育休の取得に対する職場の理解が得られるか 等)から、出産を躊躇する人も少なくないものと思われれます。

各事業所において、「育児・介護休業法」をはじめとする関係法令を遵守し、休業取得や職場復帰を行いやすい環境の整備を進めることが求められます。

また、母親が抱えがちな家事・育児の負担を軽減する観点から、職場内における男性の育児休業取得への理解を促進するとともに、根底にある「性別による役割分担の固定観念」を払拭し、男性が家事・育児に対してより積極的に参加することへの意識啓発が必要であると考えます。

### (2) 共生社会の実現に向けた相互理解の促進

本市における外国籍の住民は年々増加傾向にあり、令和5年7月末時点で全人口の約3.7%(2,765人／75,680人)相当を占めています。出身地もアジア圏を中心に様々で、多様な文化や習慣を持つ人々が集まって、地域の一員として暮らしています。

また、令和5年6月23日に公布・施行された「LGBT理解増進法」は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でないという現状から、新たに制定されることとなった背景があります。

本計画では、「すべての人が ともに輝きながら 生きるために」をスローガンに掲げていますが、異なる性別や人種・国籍、文化や価値観など、多種多様な人々が共存する社会において、お互いの存在を理解・尊重し、誰もが自分らしく、安心して日々の生活を送ることができる環境づくりを進めていく必要があります。

### (3) ジェンダー・ギャップの解消及び女性の活躍機会の創出

「2023年版ジェンダー・ギャップ指数」の国際的順位(125位／146か国)が示すとおり、我が国では諸外国と比べて様々な場面における男女間の格差が顕在しています。

ジェンダーの平等については、持続可能な開発のための国際的な目標である「SDGs」の17の目標のひとつにも掲げられており、社会全体の活性化を図っていく観点からも、組織におけるリーダー的立場への就任や意思決定の場への参画など、職場や地域活動などの様々な場面において、女性がより活躍できる機会の創出に取り組んでいく必要があります。

## 第4章 後期実施計画

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

#### (1) 男女平等の視点に立った制度や慣行・慣習の見直し

男女共同参画社会基本法の施行から20年以上が経過し、「男女共同参画」という言葉自体の社会的な認知度については相応に向上してきたものと思われませんが、家庭内での役割や就業、役職への登用など、社会生活における様々な場面においては未だに固定的なイメージや慣習が一部に根強く残っており、そのことが我が国のジェンダー・ギャップにも少なからぬ影響を及ぼしているものと考えられます。

一人ひとりが持つ意識を、今の世の中に適応したものへと変えていくためにも、引き続き様々な手法による周知・啓発を行っていきます。

#### 主な施策

| ① 市広報紙や市公式ホームページ等を通じた情報提供・啓発活動の充実 |  |          |
|-----------------------------------|--|----------|
| No.                               | 事業名／内容   | 担当課      |
| 1                                 | 市広報紙や市公式ホームページを活用した男女共同参画に関する情報提供  | 地域づくり推進課 |
|                                   | 男女共同参画の実現に向けた意識を深めるため、男女共同参画に関連する情報提供の充実を図ります。                                       |          |
| 2                                 | 育児・介護休業法等の関連法令・制度の周知   | 地域づくり推進課 |
|                                   | 男女共同参画に関する法制度の情報提供を行うとともに、市役所における休業取得に関する取り組みを紹介し、育児・介護休業等の積極的な取得を促進します。             |          |
| 3                                 | 男女共同参画推進に係る啓発事業の実施   | 地域づくり推進課 |
|                                   | 毎年11月の男女共同参画推進月間を通じて、市民へ男女共同参画について考えるきっかけを提供するとともに、男女共同参画に対する理解を深めるための啓発事業を企画・実施します。 |          |

| ② 市民、企業等との連携・協力による啓発活動の推進 |   |          |
|---------------------------|---|----------|
| No.                       | 事業名／内容  | 担当課      |
| 4                         | 市民、企業等への男女共同参画に関する情報提供・講座の開催  | 地域づくり推進課 |
|                           | 広報紙や市公式ホームページによる情報提供に加え、パンフレット等の配布を行い、身近に男女共同参画に触れる機会を提供します。また、男女共同参画を推進するための講座等を開催します。 |          |



## (2) 男女平等を推進する教育・学習の充実

男女共同参画社会の実現を図っていくうえでは、心身の発達や人格形成において重要な時期となる幼少期のうちから、人権尊重や男女平等などの意識を育むことが大切です。

男女共同参画に対する理解の増進や、他者を尊重し思いやる心の育成を図るため、学校教育の場での様々な教育活動を通じた指導に加え、家庭生活や地域社会の場においても、子どもの健やかな成長を促すための環境を整えます。

### 主な施策

| ① 家庭や地域における男女平等を推進する啓発教育・学習の充実 |   |          |
|--------------------------------|---|----------|
| No.                            | 事業名／内容  | 担当課      |
| 5                              | 子育てふれあいセミナーの充実  | 文化・生涯学習課 |
|                                | 市内の小学校の保護者を対象に、「子育てふれあいセミナー(家庭教育学級)」を開講し、子育てにおける男女平等の推進を図ります。                           |          |
| 6                              | 茨城県青少年のための環境整備条例に基づいた青少年の健全育成のための環境整備   | 文化・生涯学習課 |
|                                | 「茨城県青少年のための環境整備条例」に基づき、青少年相談員による街頭巡回指導を行うとともに、市内のコンビニエンスストア等との協働により、青少年の健全育成環境の拡充を図ります。 |          |
| 7                              | 家庭児童相談の充実   | こども家庭課   |
|                                | 児童に関する教育・発達・しつけ・虐待等の様々な相談に対し、適切な助言・指導を行うとともに、関係機関との連携を強化します。                            |          |
| 8                              | 市民講座の充実   | 教育センター   |
|                                | 子育てに悩みを持つ方やカウンセリングに関心のある方を対象に講座を開催し、カウンセリング・マインドを基盤とした家庭における人間関係づくりについて、理解促進を図ります。      |          |
| ② 学校教育における男女平等を推進する教育・学習の充実    |   |          |
| No.                            | 事業名／内容  | 担当課      |
| 9                              | 人権教育・男女平等教育の充実  | 指導課      |
|                                | 教職員の共通理解のもと、学校の教育活動全体(社会科、家庭科、保健体育科、道徳、特別活動等)を通じて、人権尊重や、男女平等の視点に立った指導の充実を図ります。          |          |
| 10                             | 発達段階に応じた適切な性教育の充実   | 指導課      |
|                                | 児童・生徒の発達段階に応じた性教育を充実し、性に対する正しい理解を深めるとともに、児童・生徒の心の成長や情操教育を推進します。                         |          |

### (3) メディア等を通じた意識改革・理解の促進

スマートフォンやタブレット等の情報ツールは益々普及が進み、子どもから高齢者まで利用する用途や機会も増えてきています。

インターネットやSNS等は、情報の発信・収集やコミュニケーションの手段として非常に便利なものですが、その一方で、匿名性を盾にした誹謗中傷や差別、いじめ等が行われたり、違法な動画や情報のやり取りが行われたりするなど、不適切に利用されているケースも少なくないのが現状であり、社会的な問題にもなっています。

情報を発信する側・受け取る側の双方の立場において、適切な表現についての正しい認識を持つことが重要であり、メディア・リテラシーの向上を図るための取り組みが必要です。

また、情報発信を行う際には、男女共同参画の観点から、性別による固定的なイメージを印象づけるような表現に留意するとともに、多くの人々が注目する媒体を有効に活用することで、男女平等意識の啓発に繋げていく必要があります。

#### 主な施策

| ① メディア等における男女の意識改革・理解の促進 |  |          |
|--------------------------|--|----------|
| No.                      | 事業名／内容   | 担当課      |
| 11                       | 広報紙等における表現の配慮  | 秘書広聴課    |
|                          | 広報紙等において、性差別につながる文章表現や、性別による固定的な役割分担イメージを与えないように配慮し、情報発信を行います。 |          |
| ② メディア・リテラシーの向上の促進       |  |          |
| No.                      | 事業名／内容   | 担当課      |
| 12                       | 家庭におけるメディア・リテラシー向上   | 地域づくり推進課 |
|                          | メディア・リテラシー(情報活用能力)に関する情報を提供するなど、啓発を図ります。                       |          |
| 13                       | 学校教育における情報教育の推進  | 指導課      |
|                          | 1人1台端末や学習者用デジタル教科書等、ICT を適切かつ効果的に活用して学習に取り組めるように指導を行います。       |          |

## 基本目標Ⅱ 多様な分野における男女共同参画の推進

### (1) 地域社会における男女共同参画の推進

自治会や協議会などの住民自治組織は、私たちの生活における最も身近なコミュニティの単位であり、防犯・災害時の初動対応・お祭りなど、様々な地域活動・人的交流の根幹を成しているものです。

また、ボランティア活動などを通して地域の活性化や交流の機会創出等に貢献している市民団体の役割も、益々重要なものとなってきています。

これらの活動の場においても、中心的な役割を担う女性が増えることで更なる活性化が期待されることから、情報や活動の場の提供など、女性がより積極的に参加しやすい環境づくりを支援していきます。

さらに、地域コミュニティにおいて差別や偏見等のない良好な人間関係を構築するため、人権啓発に関する事業を推進します。

#### 主な施策

| ① 男女が共に参加する地域活動の促進 |   |                    |
|--------------------|---|--------------------|
| No.                | 事業名／内容  | 担当課                |
| 14                 | 活力ある地域コミュニティ形成の支援<br>中核的な地域コミュニティ(市内13地区)の形成を主要事業として位置付け、住民自治組織をはじめ、地域で活躍する団体等との連携・協力体制の構築を推進するとともに、男女が共に参加する地域コミュニティづくりを支援します。 | 地域づくり推進課           |
|                    | 地域活動に関する情報提供及び活動の場の提供   |                    |
| 15                 | 身近な施設であるコミュニティセンターと市民活動支援拠点である市民活動センターにおいて、情報提供や活動の場の提供を行い、地域活動の利便性の向上や参加を促進します。  | 地域づくり推進課           |
|                    | 人権啓発の推進   |                    |
| 16                 | 人権に関する理解を深めるための人権教育・啓発を推進します。   | 文化・生涯学習課           |
|                    | ボランティア活動への参加促進  |                    |
| 17                 | 地域でのボランティア活動においては、関係機関等との連携を図り、参加へのきっかけづくりや情報提供を行い、男女共同参画の視点からあらゆる人の参加を促進します。   | 社会福祉協議会<br>(福祉総務課) |

## (2) 家庭における男女共同参画の促進

日常生活において、家事労働などの過度な負担は、時間的な拘束により就労に影響を及ぼすばかりでなく、心身の疲労やストレスにも繋がります。

共働き家庭の増加など女性の社会進出が進む中で、男女が協力しながら家事や育児などを担うことが求められますが、そのためには、家庭内における役割分担についての固定観念を払拭するなど、これまでの認識を改めるためのきっかけづくりが必要となることから、様々な手法により情報発信等を行い、家庭内男女共同参画についての周知啓発を図っていきます。

### 主な施策

| ① 男性の家庭生活への参画の促進 |  |          |
|------------------|--|----------|
| No.              | 事業名／内容   | 担当課      |
| 18               | 性別による固定的な役割分担意識解消の啓発   | 地域づくり推進課 |
|                  | 広報紙や市公式ホームページを通じて、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けたPRを行います。また、男女協力して家事・子育て・介護等を担うきっかけとなる啓発事業を企画し、実施します。 |          |



### (3) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

我が国のジェンダー・ギャップ指数は、「教育」と「健康」に関する値は世界トップクラスである反面、「政治(国会議員の男女比、閣僚の男女比 等)」と「経済(労働参加率、管理的職業従事者の男女比 等)」に関する値が低く、このことが総合的な国際的評価の低さにも繋がっています(125位/146か国)。

組織を発展させ、そこに所属している人たちが生き生きと働くことのできる環境を実現させるためには、様々な立場からの多角的な視点による意見が意思決定に反映されることが重要となります。自治体等の公的機関はもとより民間の事業所等においても、単なる雇用だけにとどまらず、女性の人材育成を進めながら管理職・役員等への登用を積極的に行うなど、性別に関わらず能力のある人材が組織の中心となって活躍できる環境づくりを推進するため、必要な情報提供や周知啓発を行います。

#### 主な施策

| ① 附属機関等における女性参画の拡大    |   |                   |
|-----------------------|---|-------------------|
| No.                   | 事業名/内容  | 担当課               |
| 19                    | 附属機関等における女性委員の登用  | 地域づくり推進課          |
|                       | 多様な人材の登用を進めるため、附属機関における委員の選任にあたっては、女性委員の登用率が40%以上となるように努め、男女の視点が共に反映されるように配慮します。                  |                   |
| ② 市役所、事業所等における女性職員の登用 |   |                   |
| No.                   | 事業名/内容  | 担当課               |
| 20                    | 市役所内における役職への女性職員の登用   | 人事行政課             |
|                       | 女性職員の職域を拡大し、管理職への登用を積極的に行い、女性職員の意思を政策・方針決定に反映します。   |                   |
| 21                    | 市役所職員の人材育成  | 人事行政課             |
|                       | 持続可能な行財政運営を行うため、男女の区別なく各種研修を行い、職員の能力向上を図るとともに、女性職員に対するキャリアアップ講座を開催し、女性の活躍推進を図ります。                 |                   |
| 22                    | 事業所等への女性職員登用の啓発   | 商工観光課<br>地域づくり推進課 |
|                       | 市内の事業所等に対し、女性活躍推進法の周知を行うとともに、同法に基づき、残業削減など働きやすい職場づくりや女性管理職の登用などに関する目標を定める「一般事業主行動計画」を策定するよう啓発します。 |                   |
| ③ 女性のエンパワメントのための情報提供  |   |                   |
| No.                   | 事業名/内容  | 担当課               |
| 23                    | 女性のチャレンジを支援する学習機会の情報提供  | 地域づくり推進課<br>商工観光課 |
|                       | 女性の就労促進を社会経済の活性化につなげるウーマノミクスの実現に向けて、起業を希望する女性に対して、必要な知識や技術の習得、情報提供の充実などを図ります。                     |                   |



#### (4) 国際理解における男女共同参画の促進

令和5年6月に、我が国で初となる「G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」が開催され、「コロナ禍の教訓を生かす」、及び「女性の経済的自立」をテーマとした議論が交わされ、その成果が共同声明(=日光声明)として取りまとめられました。

男女共同参画社会の推進にあたっては、国内における取り組みだけではなく、国際的な連携や協力に基づき、諸外国と共に、同じ目線で目標に向かって取り組むことが重要となるため、世界的な動向などに関する情報を提供し、理解を深めていくことが必要です。

また、外国籍を持つ住民も年々増加している今日において、お互いの文化や習慣などを理解し、尊重し合うことが大切であるため、関係機関や団体等と連携しながら国際交流に関する事業を推進します。

#### 主な施策

| ① 国際理解・交流の促進 |  |          |
|--------------|--|----------|
| No.          | 事業名／内容   | 担当課      |
| 24           | 国際理解の促進  | 地域づくり推進課 |
|              | 男女共同参画に関する条約や国の動向などについて、積極的に情報収集し、市民に広く提供するとともに、学習機会の充実に努め、理解の促進を図ります。 |          |
| 25           | 国際交流の促進  | 地域づくり推進課 |
|              | 市民の国際交流活動を推進するため、国際化や多文化共生を活動分野とする団体等と連携し、交流の場の提供に努めます。                |          |



## 基本目標Ⅲ 多様な働き方の実現に向けた環境づくり

### (1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

就労時間の過多がもたらすものは心身の疲労だけではなく、家族と共に過ごせる時間の喪失や、家事・育児等に係わる機会の減少にも繋がります。

仕事と家庭生活との適度なバランスが取れた、充実したライフスタイルを実現させるためには、個人が意識的に行動することだけでなく、雇用する側が従業員の働き方(勤務時間、勤務体制、時間外労働、休暇の取得 等)について適切であるかどうかを客観的に判断し、必要に応じて改善を図っていくことが求められるため、ワーク・ライフ・バランスの推進にあたっては、個人に対する意識啓発に併せて、企業等に向けた啓発活動にも積極的に取り組んでいきます。

#### 主な施策

#### ① ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発

| No. | 事業名／内容   | 担当課      |
|-----|--|----------|
| 26  | ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発   | 地域づくり推進課 |
|     | 啓発事業の実施等を通してワーク・ライフ・バランスについて考える機会を提供するとともに、事業所に対する働きかけとして、市役所における育児休業・介護休業などの取得状況に関する情報を発信し、ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性についての啓発を行います。 |          |

#### ② ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた具体的な取組方法の検討

| No. | 事業名／内容  | 担当課   |
|-----|---|-------|
| 27  | 市役所内におけるワーク・ライフ・バランスの推進   | 人事行政課 |
|     | 定期的にノー残業デーを実施し、市役所職員の時間外勤務の縮減や年次休暇の取得促進に努めます。<br>また、育児休業の取得を促進し、男女を問わず育児休業取得率 100%となるよう支援します。さらに、男性職員の育児参画の質の向上を図るため、職員同士が育児について考える機会を作ります。 |       |

## (2) 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

女性の就労に関しては、雇用・賃金・昇進(役職への登用)などにおける男性との格差が指摘されていますが、これらの解消に加えて、出産・育児により離職した女性のうち復職や再就職を望む人が希望どおりに働ける環境を整えることも事業者に求められる責務となっています。そのためにも、各事業所において公平・公正な労働環境の整備が進められるよう、男女雇用機会均等法など関係法令等の周知を図っていくことが必要です。

また、就職や起業など、働く意欲のある人を支援するため、能力向上のためのセミナーや求人等についての情報提供を行います。

さらに、農業においては、「家族経営農業」が国内外において農業経営全体の9割以上を占めています。これは、食料生産の面だけでなく、貧困・飢餓撲滅や環境汚染・温暖化対策などの面からも重要な役割を果たすものとして世界的にも注目されており、ジェンダー平等の観点での、誰もが働きやすい労働環境の整備を図っていく必要があります。

### 主な施策

| ① 男女雇用機会均等の促進   |   |                 |
|-----------------|---|-----------------|
| No.             | 事業名/内容  | 担当課             |
| 28              | 労働条件における男女平等の推進   | 商工観光課           |
|                 | 男女の雇用・賃金・昇格・昇進などの均等化を推進するとともに、不平等を受けた場合の対処について情報提供を行います。  |                 |
| 29              | 男女雇用機会均等に関する法制度の周知  | 地域づくり推進課        |
|                 | 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保を促進するため、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」など、男女共同参画に関連する法律等の周知を行います。  |                 |
| ② 就職、能力向上に対する支援 |   |                 |
| No.             | 事業名/内容  | 担当課             |
| 30              | 求職者への就職情報の提供  | 商工観光課           |
|                 | 多様な働き方への支援として、ハローワークと連携すると共に、本庁舎に求人コーナーを設け、求職者に対して就職情報を提供します。<br>また、市内企業への就業希望者に対して、企業説明を行う就職・転職フェアを開催します。  |                 |
| 31              | 能力向上のための研修会等の情報提供   | こども家庭課<br>商工観光課 |
|                 | 就職や起業、再就職等を希望する男女に対して、茨城県が主催する「男女共同参画セミナー」や、茨城県が作成した「公共職業訓練コースガイド」など、多様な働き方を実現できるよう能力向上に関する各種講座や就職相談に関する情報提供を行います。<br>また、ひとり親家庭の父母の能力向上や資格取得の支援について、茨城県が主催する講座や研修会の情報提供を行います。 |                 |

| ③ 自営業における男女共同参画の促進 |  |                   |
|--------------------|--|-------------------|
| No.                | 事業名／内容   | 担当課               |
| 32                 | 農業士・農業委員会への女性の登用   | 農業政策課<br>農業委員会事務局 |
|                    | 農業経営と農家生活の向上を図るとともに、地域農業の維持・発展を目指し、担い手の育成や地域農業振興活動を行う女性農業士の推進、支援を行います。また、農業委員会の女性参画を推進します。 |                   |
| 33                 | 家族経営協定の締結促進  | 農業政策課             |
|                    | 家族単位の農業経営において、一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できるよう、家族経営協定の締結を促進します。                     |                   |
| 34                 | 関係機関等と連携した男女共同参画の促進  | 商工観光課<br>農業政策課    |
|                    | 男女共同参画についての情報提供をするとともに、女性の経営参画に対する理解を深める取組を推進します。  |                   |



### (3) 男女の就業生活と家庭生活の両立の支援

核家族化や共働き家庭の増加が進む中で、日常生活において就業と家庭とを安心して両立できるようにするための環境整備が求められています。

「育児・介護休業法」に基づき、事業所が従業員の育児休業取得等に対する適切な運用を図ることで、男性の育児休業取得がごく一般的なものとなるよう、法制度の周知啓発を図ります。

また、子育て世帯の負担や不安を軽減し、働きながらも子育てがしやすい環境づくりを推進するため、各種保育サービスの提供や相談対応など、子育て支援体制の充実を図ります。

#### 主な施策

| ① 仕事と育児・介護の両立のための制度の定着促進 |  |                   |
|--------------------------|--|-------------------|
| No.                      | 事業名／内容   | 担当課               |
| 35                       | 事業所等への労働時間の短縮や育児・介護休業取得促進の広報・啓発  | 地域づくり推進課<br>商工観光課 |
|                          | 「育児・介護休業法」に基づく制度の定着を図り、仕事と育児・介護等を両立できる環境づくりを目指し、様々な媒体を通して関係情報を提供するなど周知啓発を行います。 |                   |

| ② 子育ての支援の充実 |  |        |
|-------------|--|--------|
| No.         | 事業名／内容   | 担当課    |
| 36          | 保育サービスの適切な提供   | 保育課    |
|             | 家庭における子育て支援と就労支援のため、多様化する保育ニーズの把握に努め、保育環境の向上を図ります。   |        |
| 37          | 家庭児童相談の充実(再掲)  | こども家庭課 |
|             | 児童に関する教育、発達、しつけ、虐待等の様々な相談に対し、適切な助言、指導を行うとともに、関係機関との連携を強化します。   |        |
| 38          | 子育て支援体制の充実   | こども家庭課 |
|             | 子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、リフレッシュ保育などの支援事業の充実を図り、保護者の育児負担の軽減を図ります。また、子育て支援事業を利用する保護者に対し、その利用に係る費用の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減します。 |        |
| 39          | 放課後児童クラブの充実  | 保育課    |
|             | 放課後における児童の安全確保と健全育成のため学童保育ルームの運営を行い、保護者が安心して働けるように児童の放課後保育の充実を図ります。  |        |



## 基本目標Ⅳ 安全・安心して暮らせる社会づくり

### (1) 生涯を通じた男女の健康支援

充実した人生を送るためにも、心身を健康に保つことが大切です。そのためには、適度な運動や睡眠、バランスの良い食事、喫煙・飲酒への配慮など、日ごろから怪我や病気になりにくい身体づくりを心掛けることや、疾病などの早期発見・対処が重要となります。

若い年代のうちから自身の健康管理に対する関心を高めてもらうため、各種健診・がん検診の案内及び実施、健康に関する講演会、各種媒体による情報提供などを行い、市民の健康づくりを支援します。また、安心して妊娠・出産期を過ごすことができるよう、健診や健康相談、医療費助成など妊産婦への支援体制の充実を図ります。

さらに、スポーツ関連イベントの開催などを通して、性別や年代を問わずに楽しみながら運動できる機会を提供します。

#### 主な施策

| ① 男女の心身の健康の保持・増進のための支援 |  |                |
|------------------------|--|----------------|
| No.                    | 事業名／内容   | 担当課            |
| 40                     | 健康診査受診の啓発・各種健康教室等の実施   | 健康増進課          |
|                        | 疾病の早期発見・早期治療に向けて、健康診査や各種がん検診等の受診率向上のために周知及び啓発を行います。また、市民の自主的・自発的な健康づくりを促進するため、生活習慣病予防や重度化予防など健康に関する教室・講演会等を開催します。            |                |
| 41                     | 健康相談の充実  | 健康増進課          |
|                        | 健康に関する悩みや疑問に対して、保健師・管理栄養士等による健康相談を実施し、解決に向けた適切なアドバイスを行います。   |                |
| 42                     | 喫煙、飲酒の健康影響の周知  | 健康増進課          |
|                        | 喫煙・飲酒が健康に及ぼす影響について、市公式ホームページやポスター等を活用した啓発活動を行います。  |                |
| 43                     | 性感染症の予防啓発  | 健康増進課          |
|                        | 性感染症に対する正しい理解を促進し、予防の啓発や早期発見につなげるために情報提供を行います。   |                |
| 44                     | 国民健康保険被保険者の人間ドック受診、各種予防接種に対する助成  | 保険年金課<br>医療対策課 |
|                        | 男女を問わず、龍ヶ崎市国民健康保険の被保険者の健康保持・増進を図るため、市が指定する医療機関において、人間ドック又は脳ドックを受診した場合の費用の一部を助成します。また、インフルエンザなどの各種予防接種を受ける際の費用に対する助成を行います。    |                |
| 45                     | スポーツ関連イベントの開催  | スポーツ推進課        |
|                        | 各スポーツ関係団体との連携を図りながら、子どもから高齢者まで、男女が共に楽しめるスポーツやレクリエーションの企画・振興を推進します。   |                |
| 46                     | 健康づくり、スポーツ振興の活動を行うNPO等への支援   | 地域づくり推進課       |
|                        | 市民活動団体を支援するための施設である市民活動センターについて周知し、健康づくり・スポーツ振興の活動を行う団体も含めた市民活動団体への各種情報の発信や、会議スペースの貸出し・備品の供用といった活動の場を提供するなど、市民活動団体の活動を支援します。 |                |

| ② 妊娠・出産等に関する健康支援 |  |        |
|------------------|--|--------|
| No.              | 事業名／内容   | 担当課    |
| 47               | リプロダクティブ・ヘルス／ライツの周知  | こども家庭課 |
|                  | 女性の心と身体への健康支援のために、市公式ホームページにおいて、リプロダクティブ・ヘルツ／ライツ(=性と生殖に関する女性の健康と権利)の周知を行います。   |        |
| 48               | 母子健康手帳の早期交付と個別相談の充実  | こども家庭課 |
|                  | 市公式ホームページにおいて、母子の大切な健康記録である母子健康手帳の早期交付の重要性について啓発するとともに、必要に応じて個別相談を行い、適切な指導を行います。   |        |
| 49               | 妊産婦の健康への支援   | 健康増進課  |
|                  | 妊婦が無事に出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付時に「妊産婦健康診査受診票」を発行し、医療機関での定期的な健康診査の受診を促進します。また、電話や訪問等による個別相談を実施し、必要に応じて医療機関などの関係機関と連携を図ると共に、より質の高い支援が行えるよう、保健師の専門的スキルの向上を図ります。 |        |
| 50               | 妊産婦健康相談の充実   | こども家庭課 |
|                  | 電話や訪問等による個別相談を実施し、必要に応じて医療機関などの関係機関と連携を図ると共に、より質の高い支援が行えるよう、保健師の専門的スキルの向上を図ります。  |        |
| 51               | プレ・ママ教室、プレ・パパ教室の開催   | 健康増進課  |
|                  | 講義や妊婦疑似体験などの実習を通じて、妊娠中の過ごし方や育児をしていく上での夫婦の協力の重要性について啓発を行うとともに、参加者のニーズに応じた教室を開催します。  |        |
| 52               | 妊産婦マル福の医療費助成の実施  | 保険年金課  |
|                  | 妊娠の継続、又は「安全な出産のために治療が必要」と産婦人科が認めた場合、産婦人科の病院等で受診した際の保険診療に係る医療費の自己負担分の一部を助成します(ただし、所得制限あり)。医療費の助成を受けるためには、妊産婦マル福の申請が必要になることから、申請漏れを防ぐためにこども家庭課との連携を図ります。 |        |

## (2) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

我が国は、地理的な関係から地震や台風などの自然災害に見舞われることが多く、さらに近年においては、地球温暖化の影響などにより記録的な豪雨や、それに伴う河川の氾濫なども各地で頻発するようになっていきます。

このような災害発生を想定した平時からの備えが重要となりますが、自主防災組織において女性がより積極的に参加することで、地域全体の防災力向上や女性の視点に立ったきめ細やかな対応などが期待されることから、女性の更なる参画推進に向けた情報提供や、女性防災士の育成支援などを行います。

### 主な施策

| ① 防災組織における女性参画の促進 |  |       |
|-------------------|--|-------|
| No.               | 事業名／内容   | 担当課   |
| 53                | <b>自主防災組織等で活躍する女性の参画の推進</b>  | 防災安全課 |
|                   | 地域防災力の向上を図るため、自主防災組織で活躍する女性の参画を推進します。また、防災活動の具体例を示し、避難所運営や避難行動要支援者に対する支援においても、きめ細やかな視点を取り入れながら、適切な災害対応を行います。   |       |
| 54                | <b>女性防災士の育成及び活動支援</b>  | 防災安全課 |
|                   | 女性と男性が災害から受ける影響や男女のニーズの違いに対し適切な配慮を行うためにも、災害対応現場における男女の意見反映が必要であり、その中でも女性のリーダーシップの促進が重要とされています。<br>災害時のきめ細やかな対応をはじめ、女性ならではの発想や考え方を平時や災害時に発揮してもらうためにも、地域防災のリーダーとして期待される女性防災士を育成していきます。 |       |



### (3) 高齢者・障がい児(者)の福祉の充実

我が国は世界でも屈指の平均寿命を誇る長寿国として知られており、「人生百年時代の到来」などとも言われています。それ自体は喜ばしいことですが、一方で高齢化社会の加速に伴い、医療費の高騰や介護負担の増大などの課題も深刻なものとなっています。

介護を行う家族の負担軽減を図るための福祉サービスの提供はもとより、高齢になっても要介護状態にならずに生活する、いわゆる「健康寿命」を伸ばすための取り組みや、高齢者の生きがいづくり、さらには豊富な経験等を活かした高齢者の地域活動支援なども行いながら、誰もが生き生きと暮らせる社会の実現を目指します。

#### 主な施策

| ① 高齢者・障がい児(者)が安心して暮らせる環境の整備 |   |          |
|-----------------------------|---|----------|
| No.                         | 事業名／内容  | 担当課      |
| 55                          | 介護保険制度の円滑な実施  | 介護保険課    |
|                             | 介護保険制度の円滑な実施を図り、必要なサービスを受けながら住み慣れた地域や家庭において、自立した生活を送ることができるよう、介護保険事業計画に基づき、サービス提供の基盤整備を促進します。                               |          |
| 56                          | 長寿会(老人クラブ)活動等への支援   | 福祉総務課    |
|                             | 高齢者の生きがいづくりや、地域活動の場である長寿会(老人クラブ)の活動等への支援として、活動費の一部助成を行います。  |          |
| 57                          | 障がい者の自立支援   | 障がい福祉課   |
|                             | 障がいのある人が差別や偏見なく地域で安心して暮らせる支援体制を構築するため、障がいのある人や家族をはじめ、障がいに関する関係者で構成する龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会において、障がいの理解を深めるための取組や、地域に必要な支援策の検討を行います。 |          |
| 58                          | 障がい福祉サービス等の提供   | 障がい福祉課   |
|                             | 「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」「児童福祉法」に基づき、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るため、障がいの種別や支援の度合いに応じた適切なサービスを提供します。                                     |          |
| 59                          | 介護予防に向けた取組の実施   | 健康増進課    |
|                             | 高齢者の日常生活における身体機能の維持・向上、重度化防止を目的とした講座や教室を開催し、自立した生活を送ることができるよう支援します。   |          |
| 60                          | 高齢者等の市民活動への参加推進・支援  | 地域づくり推進課 |
|                             | 高齢者等の市民の方々に、地域や行政に対する関心や理解を深めていただくとともに、市民活動への積極的な参加を推進するためのきっかけづくりとして、市民活動センターによる活動の場の提供や、まちづくりポイント制度を活用した支援を行います。          |          |



#### (4) ひとり親家庭等への支援

令和2年度国勢調査の結果によれば、本市の母子世帯割合は1.19%であり、県平均(1.22%)を僅かに下回るとともに、前回調査時点(平成27年度:1.56%)から減少傾向にあります。しかしながら、父子世帯(令和2年度:0.19%)も含めた「ひとり親家庭」においては、一般的な家庭と比較して親ひとりにかかる負担が大きくなり、経済面や子育てに関することなど、生活のうえで様々な問題を抱えるケースが多いことから、関係各課が連携を図りながら、経済的負担の軽減や相談体制の充実等、支援を行っていきます。

また、ヤングケアラーなど、表面化しにくい家庭の問題を抱える児童・生徒が健全な生活を送れるように支援するため、悩みを早期に発見し、相談しやすい体制づくりを推進します。

#### 主な施策

##### ① ひとり親家庭等の相談・緊急援助の充実

| No. | 事業名/内容                                       | 担当課    |
|-----|--|--------|
| 61  | ひとり親家庭等の自立に向けた支援                             | こども家庭課 |
|     | ひとり親家庭等を総合的に支援するため、関係機関との連携を図り、相談体制の充実を図ります。 |        |

##### ② ひとり親家庭等の生活の安定への支援

| No. | 事業名/内容   | 担当課    |
|-----|--|--------|
| 62  | ひとり親家庭等への医療費負担軽減の充実  | 保険年金課  |
|     | ひとり親家庭等を対象に、医療保険による自己負担分の全額又は一部を公費負担とし、医療費負担を軽減します。  |        |
| 63  | ひとり親家庭等への入学・資格取得に関する支援   | こども家庭課 |
|     | ひとり親家庭等の児童が、高等学校・大学・大学院・専門学校等に入学する場合に、修学資金・就学支度資金等の貸付を行います。また、親が看護師や保育士などの資格を取得するため養成機関で1年以上修学する場合に高等職業訓練促進給付金等を支給し、就業を支援します。                                |        |
| 64  | 日常生活に困難を抱える家庭への支援  | こども家庭課 |
|     | ヤングケアラー等、家庭環境により日常生活に支障をきたしている児童・生徒を支援するため、こども家庭課内に配置している「家庭児童相談員」による面談や家庭訪問の実施、教育センターが窓口となっている「スクールソーシャルワーカー」「龍の子さわやか相談員」の活用などにより、悩みや不安の解消に向けた相談体制の充実を図ります。 |        |





## (5) 経済的支援を必要とする家庭への支援

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、国際情勢の不安定化に伴う原油価格・食料品価格の高騰なども影響し、生活のうえで経済的な困難を抱える家庭は少なくないものと推察されます。子どもが健やかに成長し、等しく学ぶ機会を得て、未来に希望を抱きながら夢や目標に向かって日々を過ごせるよう、貧困家庭の生活の安定化に向けた経済的支援や自立支援、子どもの進学等への支援を行っていきます。

### 主な施策

| ① 経済的支援を必要とする家庭への支援 |  |        |
|---------------------|--|--------|
| No.                 | 事業名／内容   | 担当課    |
| 65                  | 生活困窮者への支援<br>生活困難な状況にある人が抱える問題に対して、専門的な相談対応の充実を図るとともに、関係機関等との連携による包括的な支援を行います。「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困難な状況にある人の抱える問題の解決、生活の安定・自立を目指して、包括的かつ総合的に支援を行うとともに、関係機関等との連携により就労支援を推進します。 | 福祉総務課  |
|                     | 子どもの貧困対策の推進<br>経済的困難を抱える家庭の子どもに対して経済的支援や生活支援、学習支援、居場所の提供など総合的な支援を行います。   |        |
| 66                  | 子どもの進学等に係る経済的支援<br>教育を受ける機会の均等に資するため、進学の意欲をもっているが経済的理由により高等学校等への就学が困難な生徒に対して、奨学金の給付等の支援を行います。  | こども家庭課 |
| 67                  | 子どもの進学等に係る経済的支援<br>教育を受ける機会の均等に資するため、進学の意欲をもっているが経済的理由により高等学校等への就学が困難な生徒に対して、奨学金の給付等の支援を行います。  | 教育総務課  |

## (6) 外国籍市民等への支援

本市における外国籍を持つ住民数は増加傾向にあり、令和5年7月末時点で市全体の約3.7%を占めています(2,765人/75,680人)。

多文化共生社会の構築に向けて、日本語の学習支援や、多言語もしくは分かりやすい日本語を用いた生活情報の提供などにより、外国籍市民が安心して生活できる環境づくりを進めるとともに、生活上のルール等を正しく理解していただき、地域社会の一員として周囲の方とも良好な関係を築いていけるよう、支援を行います。

### 主な施策

| ① 外国籍市民等への支援 |  |          |
|--------------|--|----------|
| No.          | 事業名／内容   | 担当課      |
| 68           | 外国籍市民等の生活支援の充実<br>関係各課と連携し、外国籍市民等に向けて多言語や「やさしい日本語」を用いた生活情報の提供を推進します。また、日本語を学びたい人や、困り事のある人に対して必要な案内を行う等、日常生活をサポートします。 | 地域づくり推進課 |
|              |  |          |

## 基本目標Ⅴ 一人ひとりの人権の尊重

### (1) 男女間のあらゆる暴力の根絶

誰もが暴力に怯えることなく安心して暮らせる社会の実現は、人権尊重の観点からも極めて重要な課題であると言えます。

暴力は、大きく分類して「身体的暴力」「精神的暴力」「経済的暴力」「社会的暴力」の4種類が定義されており、また、起こりうる場所も家庭内や職場など、多岐にわたります。

DVや各種ハラスメントについて、発生防止に向けた周知啓発を行うとともに、相談や保護、生活支援など、被害当事者の事情に応じた支援体制の充実に努めます。

#### 主な施策

| ① 暴力の根絶のための啓発 |  |          |
|---------------|--|----------|
| No.           | 事業名／内容   | 担当課      |
| 69            | DV防止の啓発と法制度の周知<br>広報紙や市公式ホームページでの周知、リーフレットの配布など、様々な機会を通してDVやデートDVに対する認識を深め、防止するための意識啓発を行います。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の趣旨等、DV防止施策に関する情報の周知に努めます。 | こども家庭課   |
|               | 各種ハラスメントの防止に向けた啓発<br>広報紙や市公式ホームページでの周知、リーフレットの配布など、様々な機会を通して、セクハラをはじめとする各種ハラスメントに対する認識を深め、防止するための意識啓発を行います。  |          |
| 70            | 各種ハラスメントの防止に向けた啓発<br>広報紙や市公式ホームページでの周知、リーフレットの配布など、様々な機会を通して、セクハラをはじめとする各種ハラスメントに対する認識を深め、防止するための意識啓発を行います。  | 地域づくり推進課 |

| ② 被害者への支援体制の充実 |   |                        |
|----------------|---|------------------------|
| No.            | 事業名／内容  | 担当課                    |
| 71             | 相談支援体制の充実<br>市役所における相談支援体制の充実を図るとともに、国や県をはじめ、被害者支援のネットワーク等、DV等に関する相談に対応している関係機関等の周知を行います。   | 福祉総務課<br>こども家庭課        |
|                | 相談員の資質の向上<br>相談内容が複雑化・多様化する中、適切な対応や処置が行えるよう、積極的に研修等を受講し、資質の向上に努めます。   |                        |
| 73             | 関係機関と連携した被害当事者への適切な対応<br>関係各課と相談内容等に関する情報共有を行うと共に、関係機関との連携を強化し、被害当事者の意思や意向を確認しつつ、一時保護等の適切な対応を行います。被害当事者への適切な対応や自立支援の充実を図るため、警察署や茨城県女性相談センター(婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター)等の関係機関との連携を強化します。 | こども家庭課<br>保護課<br>健康増進課 |
|                | 被害当事者への適切な自立支援<br>関係各課と自立に向けた支援施策の調整を行うとともに、関係機関との連携を図り、被害当事者への自立支援を行います。   |                        |
| 74             | 被害当事者への適切な自立支援<br>関係各課と自立に向けた支援施策の調整を行うとともに、関係機関との連携を図り、被害当事者への自立支援を行います。   | こども家庭課<br>保護課          |

## (2) 性に関する差別の解消

令和5年6月23日に「LGBT理解増進法」が新たに公布・施行されました。

その背景には、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に対する世の中の理解が未だに十分ではないという現状があることから、理解促進に向けて家庭や職場・学校・地域社会など、様々な場面における対応が求められています。

誰もが自分らしく誇りを持って生きられる社会の構築に向けて、性の多様性に関する理解を深めるための周知啓発に取り組むと共に、相談窓口の案内等、多様な性の当事者の方を支援するための情報提供を行います。

### 主な施策

| ① 多様な性への理解の促進 |   |          |
|---------------|---|----------|
| No.           | 事業名／内容  | 担当課      |
| 75            | 多様な性への理解促進のための啓発  | 地域づくり推進課 |
|               | 「LGBT理解増進法」の趣旨に基づき、広報紙や市公式ホームページ等を通じて多様な性への理解促進のための周知啓発を行います。                                 |          |
| 76            | 多様な性への支援体制の充実   | 地域づくり推進課 |
|               | 当事者や関係者が不安や悩み等を相談できる窓口の案内を行うとともに、県独自の取り組みとして実施している「いばらきパートナーシップ制度」の周知等、多様な性への支援に関する情報提供を行います。 |          |

## 指標一覧

### 成果指標

計画推進期間前半の状況(P3～P8)、および、国・県の計画や市の関連計画における最新の数値目標との整合性などを踏まえ、推進期間後半の目標値を次のとおり設定します。

| 指標項目  | 実績値<br>〔年度〕  | 目標値<br>〔年度〕   | 国・県計画／市関連<br>計画の目標値<br>〔年度〕  | 基本<br>目標      | 事業<br>No.    |
|---|--|---|--|---------------|--------------|
| 1. 市役所の男性職員の<br>育児休業取得率※<br>※子が生まれてから3年以<br>内に取得した職員の割合 | 100%<br>〔令和4年度〕  | 100%<br>〔令和7年度〕   | 【市】<br>第4期特定事業主行動計画<br>100%<br>〔令和7年度〕   | I<br>・<br>III | 2<br>・<br>27 |
| 2. 市役所の男性職員の<br>育児参加休暇取得率<br>(対象者取得率)                   | 85.7%<br>〔令和4年度〕   | 100%<br>〔令和6年度〕   | 【市】<br>第4期特定事業主行動計画<br>100%<br>〔令和6年度〕   | I<br>・<br>III | 2<br>・<br>27 |
| 3. 男女の平等意識、<br>性の差を感じずに<br>活躍できる環境へ<br>の満足度             | 22.7%<br>〔令和3年度〕<br>※まちづくり市民<br>アンケート調査結果  | 24%<br>〔令和8年度〕  | 【市】<br>みらい創造ビジョンfor2030<br>24%<br>〔令和8年度〕  | II            | 18           |
| 4. 市の附属機関等<br>委員に占める女性<br>の割合                           | 28%<br>〔令和4年度〕   | 40%<br>〔令和7年度〕  | 【国】<br>第5次男女共同参画基本計画<br>40～60%<br>〔令和7年度〕  | II            | 19           |
| 5. 市役所の管理職に<br>占める女性の割合                                 | 18.5%<br>〔令和5年度〕<br>※R5.4.1 現在   | 30%<br>〔令和7年度〕  | 【市】<br>第4期特定事業主行動計画<br>30%<br>〔令和7年度〕  | II            | 20           |
| 6. 諸外国や異文化と<br>の交流の機会への<br>満足度                          | 12.6%<br>〔令和3年度〕<br>※まちづくり市民<br>アンケート調査結果  | 19%<br>〔令和8年度〕  | 【市】<br>みらい創造ビジョンfor2030<br>19%<br>〔令和8年度〕  | II            | 25           |
| 7. 仕事と子育てが両<br>立しやすい職場環<br>境であると感じて<br>いる保護者の割合         | 68%<br>〔令和4年度〕<br>※子育て支援に関する<br>アンケート調査結果  | 69.3%<br>〔令和6年度〕  | 【市】<br>第2期子ども・子育て支援<br>事業計画<br>69.3%<br>〔令和6年度〕  | III           | 26           |
| 8. 特定健診・がん検診<br>受診率                                     | ●特定健診<br>31.2%※<br>※KDB速報値<br>(R5.7.1 現在)<br>●乳がん検診<br>15.3%<br>●子宮頸がん検診<br>17.1%<br>〔令和4年度〕 | ●特定健診<br>35%<br>●乳がん検診<br>19.4%<br>●子宮頸がん検診<br>20.4%<br>〔令和8年度〕 | 【市】<br>第3次健康増進・食育計画<br>●特定健診<br>35%<br>●乳がん検診<br>19.4%<br>●子宮頸がん検診<br>20.4%<br>〔令和8年度〕 | IV            | 40           |

| 指標項目                | 実績値<br>(年度)                            | 目標値<br>(年度)                              | 国・県計画／市関連<br>計画の目標値<br>(年度) | 基本<br>目標 | 事業<br>No. |
|---------------------|--|--|-----------------------------|----------|-----------|
| 9. 市の女性防災士の<br>人数   | 22人<br>(全体数233人の<br>うち9.4%)<br>〔令和4年度〕 | 24人<br>(全体数230人の<br>うち10.4%)<br>〔令和10年度〕 | —                           | IV       | 54        |
| 10. 市におけるDV相<br>談件数 | 27件<br>〔令和4年度〕                         | モニタリング                                   | —                           | V        | 71        |

※他の計画と連動して設定している目標値(および達成年度)については、当該計画の次期計画が策定となり、その中で新たな目標値が設定された場合、随時見直しを行います。



| 用語               | 解説   |
|------------------|--|
| 育児参加休暇           | <p>市役所の男性職員を対象とした休暇制度で、当該職員の妻が出産する場合、出産予定日の8週間前から出産後1年間の期間内(※)において、生まれた子、もしくは小学校就学前の上の子を養育する目的で、最大5日間まで取得することが出来ます(時間単位で取得可)。</p> <p>※生まれる子が第1子の場合、取得期間は産後のみ。</p>  |
| 一般事業主行動計画        | <p>「次世代育成支援対策推進法」に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期、を定めるものです(従業員101人以上の事業主には、行動計画の策定・届出、公表・周知が義務付けられています)。</p> <p>また、一般事業主行動計画には「女性活躍推進法」に基づくものも別途存在し、従業員101人以上の事業主には上記と同様の義務がありますが、こちらは「自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析」が必須項目となっているなど、幾つかの相違点があります。</p> |
| いばらきパートナーシップ宣誓制度 | <p>「一方又は双方が性的マイノリティである2人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した」ことを宣誓し、パートナーシップの関係にある者同士がそろって宣誓書を県に提出して県が受領証等を交付する、茨城県独自の制度です。</p> <p>この制度は、婚姻とは異なり法律上の効果が生じるものではありませんが、受領証は「県内の公営住宅の入居申し込み」「公立病院での手術同意」等の際に利用できます。</p>   |
| 家族経営協定           | <p>我が国の大部分を占める、家族単位の農業経営の改善を図るための制度です。</p> <p>家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、配偶者や後継者なども含めた皆が働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき締結する協定です。</p>  |
| 子育て支援コンシェルジュ     | <p>保育園の「一時預かり」や幼稚園の「預かり保育」など、様々な子育て支援サービスについての情報を提供し、子育て中の皆さんに安心してサービスをご利用いただけるよう支援する専門の相談員で、市役所のこども家庭課において相談を受付しています。</p>   |
| 子育て支援センター        | <p>子育て中の親子を対象として、育児相談や保護者同士・同年代の子との交流の場の提供、絵本の読み聞かせ等のイベントなど、様々な子育て支援事業を実施している施設です。</p> <p>「さんさん館子育て支援センター」のほか、「地域子育て支援センター」として、市内4か所の私立保育園でも支援事業を実施しています。</p>  |
| 多文化共生            | <p>国籍・民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。</p> <p>先入観や偏見などを持つことなく、きちんと相手を理解し、お互いの立場を尊重することが大切です。</p>  |

|               |  |
|---------------|--|
| <p>特定健診</p>   | <p>40歳から70歳までの国民健康保険加入者を対象として、医療保険者(=市町村や各国保組合など)が毎年度計画的に実施する、メタボリックシンドロームに着目した健康診査です。</p>   |
| <p>ハラスメント</p> | <p>一般的な認知度が高いと考えられる「セクシュアル・ハラスメント(=セクハラ)」や「パワー・ハラスメント(=パワハラ)」以外にも、職場等で発生しやすいハラスメントには幾つかの種類があります。</p> <p>～ ハラスメントの例 ～</p> <p>【アルコール・ハラスメント(=アルハラ)】<br/>酒席で立場の弱い人にアルコールを飲むよう強要する行為</p> <p>【ジェンダー・ハラスメント(=ジェンハラ)】<br/>「性別により社会的役割が異なる」という固定概念に基づく言動で相手に不快感を与える行為(例:「お茶くみは女性の役目だ」等)</p> <p>【スメル・ハラスメント(=スメハラ)】<br/>体臭や口臭、タバコや香水などの臭いで周囲の人に不快感を与える行為</p> <p>【パタニティ・ハラスメント(=パタハラ)】<br/>育児のために休暇等を取得しようとする男性に対する嫌がらせ行為</p> <p>【マタニティ・ハラスメント(=マタハラ)】<br/>妊娠・出産した、あるいはそれに伴う休暇制度を利用した女性に対し、不利益や不快感を与える行為</p> <p>【モラル・ハラスメント(=モラハラ)】<br/>心無い言葉や無視などの言動により、精神的に相手を傷つける嫌がらせ行為</p> <p>【レイシャル・ハラスメント(=レイハラ)】<br/>人種・国籍などを理由とした嫌がらせ行為</p> <p>【ロジカル・ハラスメント(=ロジハラ)】<br/>正論を過剰に突きつけて相手を追い詰め、不快感を与える行為</p> |
| <p>防災士</p>    | <p>「自助」「互助」「協働」を原則として、「社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者」として認められた人で、特定非営利法人 日本防災士機構が認証する民間資格です。</p> <p>同機構は、1995年に発生した阪神・淡路大震災での教訓を活かすため、地域防災力の向上を担う新しい民間の防災リーダーを飛躍的に拡大・養成することを目指して設立され、2003年10月に初の防災士が誕生し、制度がスタートしました。</p>  |
| <p>暴力</p>     | <p>大きく分類して、以下の4種類の暴力が定義されています。</p> <p>【身体的暴力】<br/>殴る・蹴る・凶器で脅すなどして、身体に危害を及ぼす行為。</p> <p>【精神的暴力】<br/>暴言を吐く・怒鳴りつける・無視するなど、心無い言動や態度によって精神的な苦痛を与える行為。</p> <p>【経済的暴力】<br/>生活費を渡さない・過度に家計を管理するなど、金銭の消費を制限して相手を経済的に圧迫する行為。</p> <p>【社会的暴力】<br/>交友関係を制限する・電話やメール等の内容を監視するなど、家庭外の人間関係に過度に介入し、社会的行動を制限する行為。</p>   |

|                      |   |
|----------------------|---|
| <p>暴力（続き）</p>        | <p>子の前で配偶者に身体的暴力を振るう様子を見せる行為などは、子の心に大きな精神的苦痛を与える児童虐待の一種で、PTSD(心的外傷後ストレス障害)の引き金となるケースもあり、精神的暴力に該当します。</p> <p>また、望まない性行為や中絶の強要、避妊に協力しない等、同意が無い性的な行為も身体的苦痛や精神的苦痛などを伴う暴力行為であり、たとえ夫婦間であっても許されるものではありません。</p> |
| <p>ファミリーサポートセンター</p> | <p>子育ての援助を受けたい人(=市内在住又は在勤で、生後6か月～中学校3年生までの児童と同居している方)と、支援したい人(=心身共に健康な方で、「サポーター養成基礎研修」を受講した方)が会員となり、子育てについて助け合う互助組織です。</p>  |
| <p>ヤングケアラー</p>       | <p>「本来、大人がすると想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子ども」の通称です。</p> <p>年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことにより、自らの生活や学校の学びに影響が出たり、社会から孤立するなどの問題を抱えてしまい、遊んだり学んだりする「子どもらしい生活を送る権利」を奪ってしまうものである、と考えられています。</p>          |
| <p>リフレッシュ保育事業</p>    | <p>さんさん館内の保育ルームにおいて、一時的に児童(=市内在住で、生後6か月～3歳まで)をお預かりする事業です。保護者が病院や買い物に行く時や、上のお子さんの保育園・学校行事の時などに利用できます。</p>  |

※「第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画」本編において解説していない用語について掲載しています。

第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画  
＜龍ヶ崎市女性活躍推進計画＞ ＜龍ヶ崎市 DV 防止基本計画＞  
【 後期実施計画 】

令和6年3月



発行：龍ヶ崎市（市民経済部地域づくり推進課／編集）  
〒301-8611

茨城県龍ヶ崎市3710番地

T E L 0297-64-1111(代表)

公式 HP <http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp>